



## 第4章

# 子ども・子育て支援施策 の推進方策

## 基本目標 1 家庭における子育てへの支援

### 施策の方向 1 多様な子育て支援サービス環境の整備

#### 【現状と課題】

少子化や核家族化，地域のつながりの希薄化が進むにつれ，子育ての不安や負担感が増加しています。本市では，第1期計画に基づき，多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供や，相談の機会を充実してきました。特に，本市の子育て拠点である子育てセンターでは，つどいのひろばでの相談機能を充実するとともに，平成30年4月には，子育て世代包括支援センターを開設し，妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として，妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートしています。



就学前児童のアンケート調査結果では，日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」の割合が14.1%，子育てをする上で，気軽に相談できる人・場所が「ない」の割合が3.7%と少数ではあるものの，身近に子どもをみてもらえる親族・知人や，相談相手がいない人がいます。

妊娠，出産，子育ての不安が解消され，安心して子どもを生き育てることができるよう，医療・保健・福祉・教育が連携し，切れ目のない支援を実施することが必要です。また，子育てが一段落ついた方に地域での子育ての担い手として活躍していただくなど，身近な地域での子育て支援を充実していく必要があります。

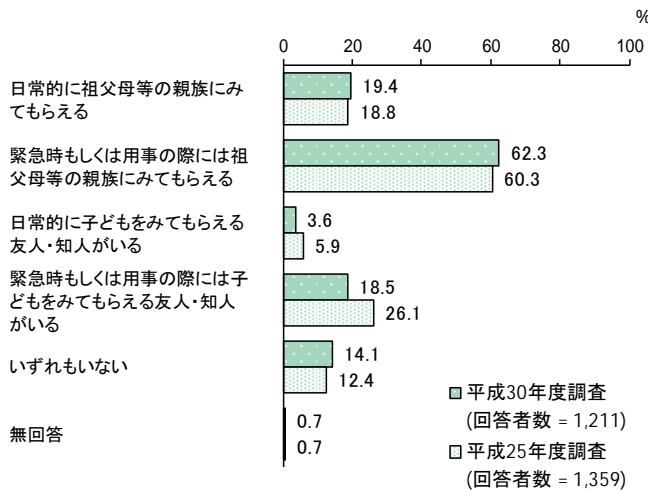
#### 【施策の方向性】

身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし，個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう，多種多様な子育ての情報を提供するとともに，発信の方法を検討し，子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。

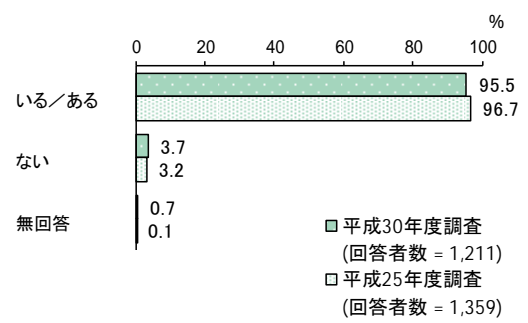




【日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいるか（就学前）】



【気軽に相談できる人・場所の有無（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て推進課	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動で、依頼会員は小学校6年生までの子どもを持つ保護者とする。
2 ※	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	子育て推進課	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。
3 ※	養育支援訪問事業	子育て推進課	子どもの養育について支援が必要であるにも関わらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認めた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。
4	子育て情報の提供	所管課	子育てアプリ、子育てサポートブック、広報紙、ホームページ等において、子育て支援サービス全般に関する情報を市民に広く提供する。
5	わくわく冒険ひろば	子育て推進課	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び、ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。
6	子育て講演会、講座	子育て推進課 児童センター 公民館	子育てに関する講演会や講座を開催することで、子育てについて考え、向き合う気持ちを深める。
7	母親同士の交流	児童センター	子育ての悩みや問題について母親同士が話し合うことで、母親の不安や負担を軽減し子どもの健全育成について考える場を提供する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

No	事業名	担当課	事業内容
8	こどもフェスティバルの開催	子育て推進課	いろいろな遊びコーナー等、子どもが楽しく過ごし、家族のきずなを深めるイベントを開催する。
9	子育て支援センター・子育て世代包括支援センター	子育て推進課	家庭児童相談室、子育てセンター、ファミリー・サポート・センターや子育て世代包括支援センターが、子育て支援の拠点として他機関との連携によるネットワークでの総合的な子育て支援を行う。
10	あい・あいるーむ	子育て推進課	市内の公共施設を活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。
11	地域子育て支援拠点事業※	子育て推進課	子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言等、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供する。
12	幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援	子育て推進課 学校教育課	地域の乳幼児の親子の交流の場、遊び場、子育ての相談の場として、幼稚園・保育所・認定こども園の園庭を開放する。また、体験保育を実施する。
13	児童センターにおける子育て支援	児童センター	「あそび広場」「ひよこひろば」「親子クラブ」「トランポリン教室」等、時代のニーズに合わせた事業を展開するとともに、遊戯室の開放や人形劇、映画会を開催するなどして乳幼児親子が気軽に利用できるような子育て支援を推進する。
14	図書館における子育て支援	図書館	「おはなしの会」「絵本の会」等の親子での参加による読み聞かせを通して、乳幼児期から絵本に親しむことができるよう子育て支援を実施する。

※ 子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編





## 施策の方向 2 子育て家庭への経済的支援

### 【現状と課題】

平成 28 年度の全国調査（国民生活基礎調査）では「子どもの貧困率」は 13.9%となっており、約 7 人に 1 人が貧困状態とされています。子育てにかかる経済的負担は大きく、貧困による格差の広がり、教育や進学を狭めるだけでなく、子どもが健康やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。経済的な問題に関わらずすべての子どもが平等に育つことが社会のあり方としても重要であり、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

さらに、令和元年 6 月に公布された子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正においても、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策が求められています。支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。

また、令和元年 10 月からは保護者の負担軽減を図るため、主に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3 歳から 5 歳までの子どもたちの利用料及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。

アンケート調査では、就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者のすべてで、将来的に必要としていること、重要だと思える支援等について、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が 50.1%~58.9%と高くなっていることから、更なる経済的支援が求められています。

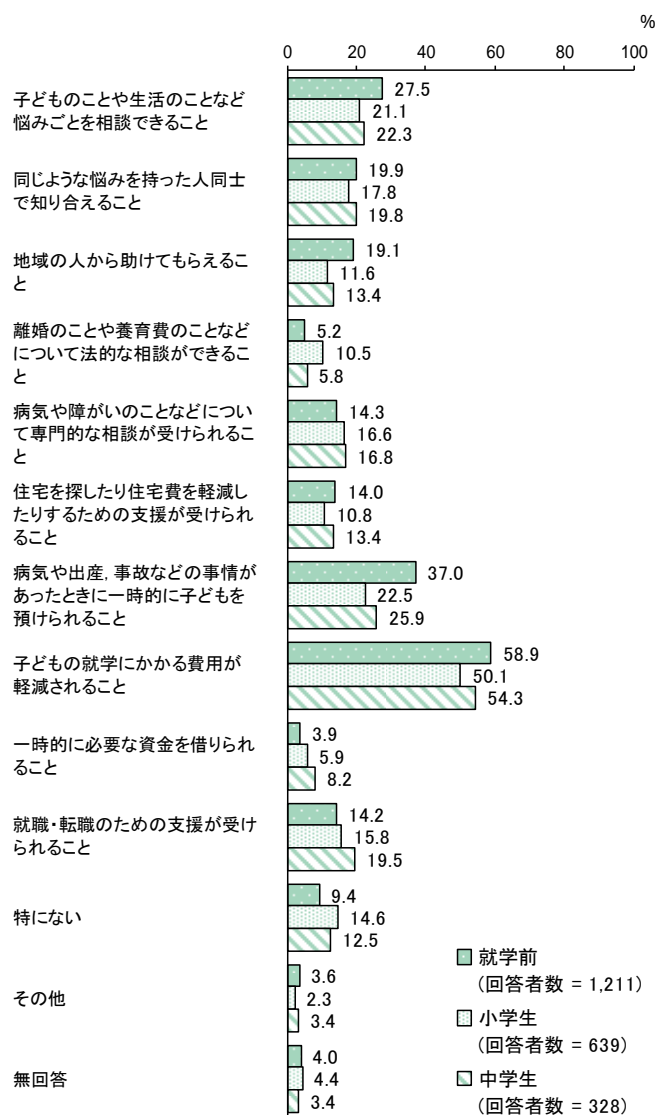
また、今回把握できた子育て世帯の経済状況や子どもの生活習慣の実態について、世帯の収入額による特徴や傾向は見られなかったものの、内閣府の調査において、保護者の就労状況や食事の摂取状況等が子どもの貧困と関連性があると考えられることから、子どもに対する直接的かつ間接的な支援も含めた経済的支援について充実させていくことが重要です。

### 【施策の方向性】

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。

また、幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、対象者の把握に漏れがないよう必要な手続を進めるとともに、関係機関との情報共有等の連携を行いながら、保護者への周知等に努めます。

【将来的に必要なとしていること・重要だと思う支援】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編





【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	妊婦健康診査	健康課	妊婦健康診査の適切な受診を促進し、母子が安心して安全な出産を迎えられるよう妊婦健康診査費の助成を行う。
2	未熟児養育医療の給付及び未熟児訪問指導	健康課	指定養育医療機関において医師が入院を必要と認めた方に入院医療費の給付を行う。また、健やかな成長発達が促されるよう、家庭訪問等により、保健指導を行う。
3	子ども（又は養育する親）に対する援助	保険課 地域福祉課 子育て推進課 青少年育成課	乳幼児等医療費助成 こども医療費助成 出産育児一時金 児童手当 交通遺児就学激励金 児童福祉施設入所等徴収金の助成 放課後児童クラブ育成料の減額、免除
4	障がい児（又は養育する親）に対する援助	地域福祉課 障害福祉課 子育て推進課	障害者医療費助成 障害児福祉手当 重度心身障害児介護手当 特別児童扶養手当 福祉施設等通園（通学）費扶助 障がい児施設入所等費用の助成
5	教育・保育施設等の利用者に対する援助	子育て推進課 管理課	幼児教育・保育無償化 第2子以降の保育料の軽減 ひょうご保育料軽減事業補助金 認可外保育施設利用者補助事業 就学援助費 在日外国人学校就学補助金
6	子育て世帯等の公的住宅への入居	住宅課	子育て世帯が良好な住環境を確保できるよう、公的住宅への入居に対し、困窮度判定において加点する。
7	実費徴収に係る補足給付事業	子育て推進課 管理課	日用品・文具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について補助を行う。
8	生活困窮者自立支援制度における事業	地域福祉課	困窮状況に応じた相談・支援を実施し、一定期間家賃相当額の支給や子どもへの学習支援等を行う。

※ 子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編



## 施策の方向3 ひとり親家庭の自立支援

### 【現状と課題】

国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。全国調査（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）によれば、母子世帯の母親の就業率は81.8%となっており、母親自身の平均年収は243万円（うち就労収入は200万円）となっています。また、就業していない人のうち、就業希望がある人は82.4%となっていることから、ひとり親家庭の親子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援が求められています。

本市のひとり親世帯の状況を見ると、父子世帯は横ばいとなっているものの、母子世帯は平成27年より減少し、平成30年では676世帯となっています。

アンケート調査結果では、就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者のすべてで、ひとり親家庭の就労状況は「フルタイムで就労している」の割合が最も高くなっています。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、それぞれの家庭に寄り添った生活の支援や相談体制の充実、関係機関への円滑なつながりが求められます。

### 【施策の方向性】

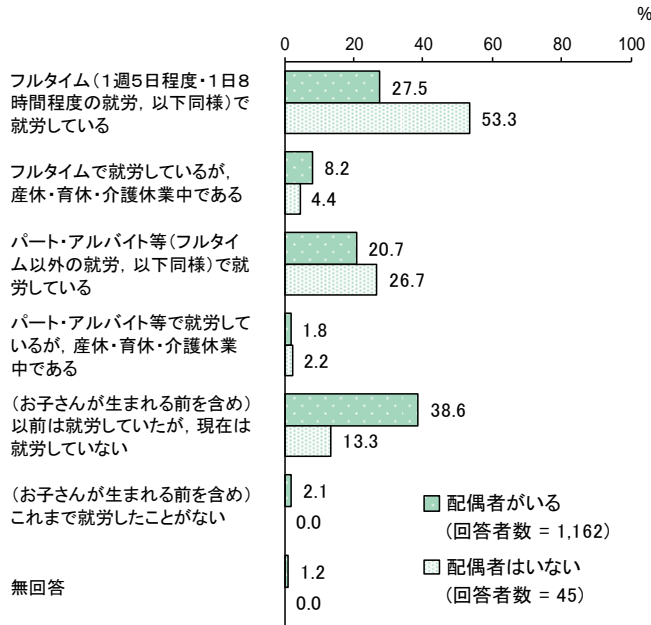
関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。



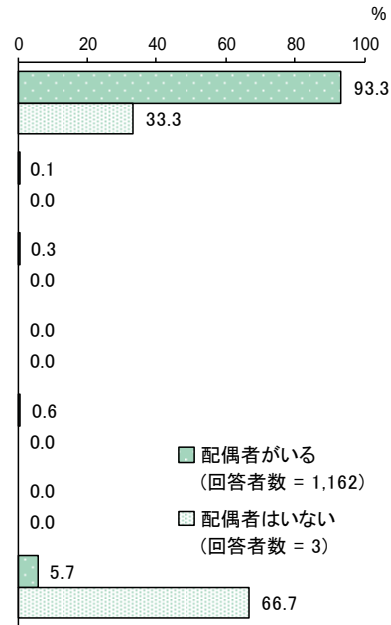




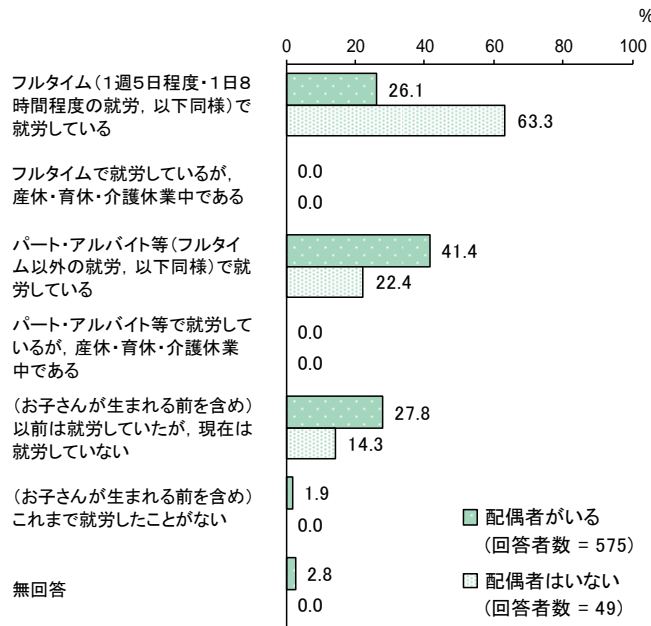
【配偶者の有無別 母親の就労状況（就学前）】



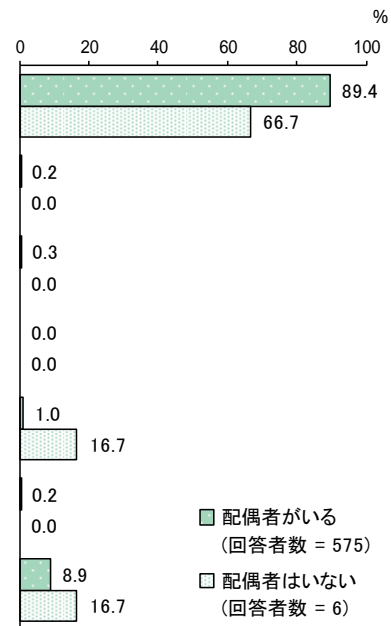
【配偶者の有無別 父親の就労状況（就学前）】



【配偶者の有無別 母親の就労状況（小学生）】



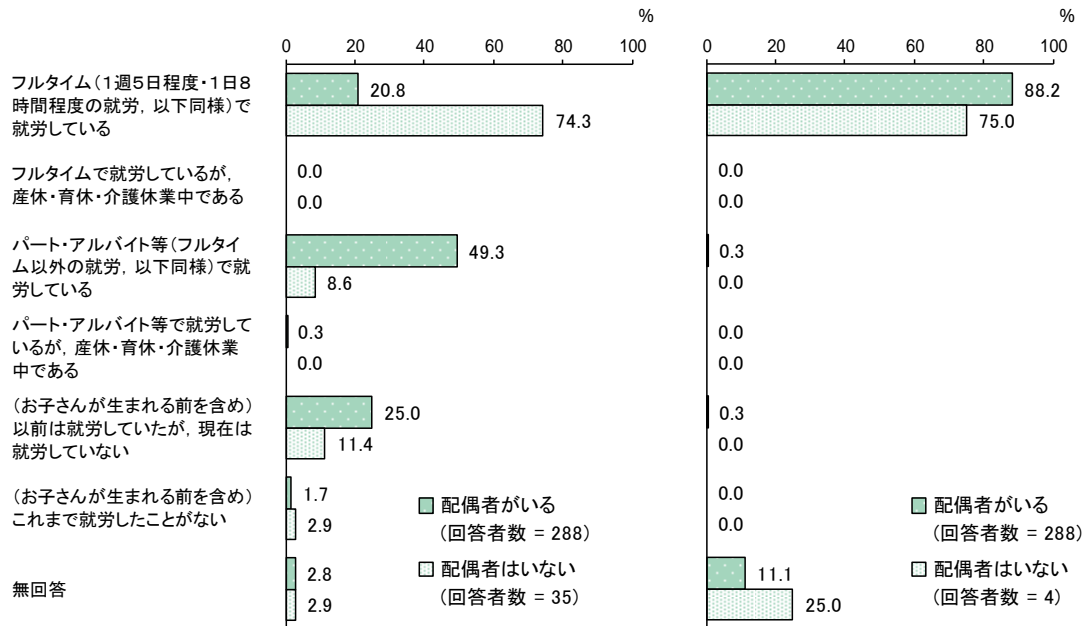
【配偶者の有無別 父親の就労状況（小学生）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【配偶者の有無別 母親の就労状況（中学生）】

【配偶者の有無別 父親の就労状況（中学生）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	母子・父子家庭相談	子育て推進課	母子・父子自立支援員による母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談を行う。また、法律問題（離婚、相談等）に関する相談は専門家（弁護士）につなぐ。
2	ひとり親家庭の就労支援援助	子育て推進課	ひとり親家庭の自立のための就労支援として、ハローワーク等の関係機関と連携し、情報提供をはじめ、資格取得、能力開発のための支援、援助を行う。
3	ひとり親家庭に対する経済的支援	地域福祉課 生活援護課 子育て推進課 住宅課	母子家庭等医療費助成 生活保護費 母子加算 児童扶養手当 母子（寡婦）・父子福祉資金の貸付 ファミリー・サポート・センター利用料金の助成 ひとり親家庭の公的住宅への優先入居
4	ホームヘルプサービス	子育て推進課	身体や精神上的の障がいにより生活支援を必要とするひとり親家庭に対し、家事援助等を行う。
5	芦屋市白菊会活動への支援	子育て推進課	ひとり親、寡婦家庭の交流、親睦を深めるために、活動の支援を行う。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編





## 施策の方向 4 親と子の健康づくりの推進

### 【現状と課題】

少子化の進行や核家族化，女性の社会進出，ライフスタイルの多様化等，親子を取り巻く社会環境の変化により，保護者が抱く育児不安や育児負担の原因も多様化しており，子どもの発達段階や保護者の思いに寄り添った支援が必要となっています。

アンケート調査では，子育てに関して日常悩んでいることについて，就学前児童の保護者，小学生児童の保護者，中学生生徒の保護者のすべてで「子どもの教育・保育に関すること」「子どものしつけに関すること」の割合が共通して高くなっており，就学前児童の保護者では，「食事や栄養に関すること」の割合が35.3%，「病気や発育発達に関すること」の割合が26.6%となっています。

また，就学前児童の保護者と小学生児童の保護者の合わせて約1割が子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「ない」と回答しており，悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに，不安を持ちながら子育てをしていることが懸念されます。

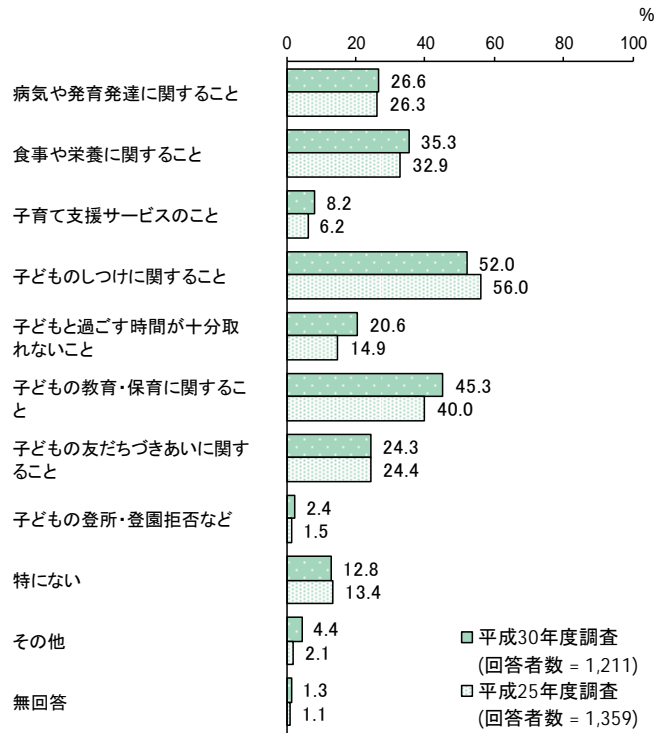
安心して出産し，子どもの健やかな成長を願って保護者が自分らしく育児をするために，妊娠，出産，子育てを切れ目なく支援していく必要があります。

### 【施策の方向性】

健康診査，健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより，相談できる環境整備を進めるとともに，適切な育児情報を提供し，育児不安の軽減を図ります。また，支援が必要な家庭を早期に把握し，関係機関との連携を強化しながら，専門的な相談につなぐことで，子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

【子育てに関して、日常悩んでいること、気になること（子どもに関すること）】

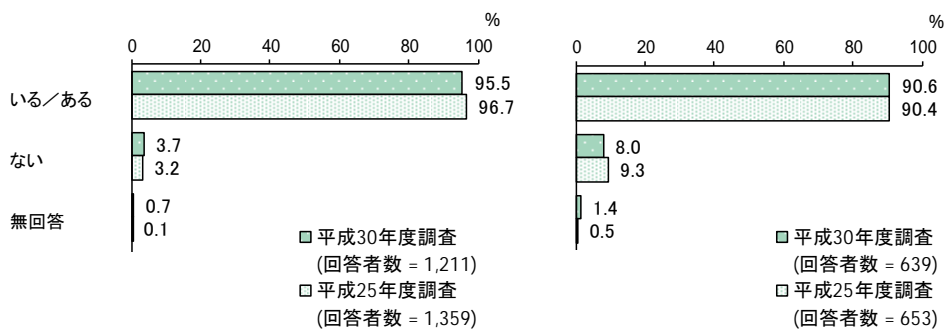
(就学前)



【気軽に相談できる人・場所の有無】

(就学前)

(小学生)



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編





## 【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	妊産婦健康相談	健康課	妊産婦を対象に助産師等による個別相談を行う。
2	妊婦歯科健康診査	健康課	妊娠中に1回、無料で歯科健康診査を受けられる妊婦歯科健康診査受診券を交付する。
3 ※	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談等を行う。
4	乳幼児健康診査	健康課	4か月児健康診査 / 10か月児健康診査 / 1歳6か月児健康診査 / 3歳児健康診査
5	保健センターによる育児相談	健康課	乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。
6	こどもの相談	健康課	乳幼児健康診査において、経過観察が必要な子どもや、5歳児発達相談を希望する保護者に対し、医師・臨床心理士・保健師による個別相談を行う。
7	親と子どもの健康教育	健康課	「プレおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつ教室」等の事業を実施し、離乳食等について楽しく学ぶ機会を提供する。
8	アレルギーに対する事業	健康課	アレルギー健診、アレルギー栄養相談や、アレルギーに関する専門医の講義や室内の環境整備方法についての実演等を行う。
9	定期予防接種事業	健康課	予防接種法に基づいた定期予防接種事業を行う。また、必要に応じて、個別通知や幼稚園・保育所・学校への通知を行い、接種勧奨に努める。
10	市立芦屋病院による育児支援	市立芦屋病院	助産師が「両親学級」「おっぱい相談室」等を実施して、安心して出産・育児をしていくことができるよう妊婦の方への支援を行う。また、地域連携室で平日に無料の医療相談も行う。

※ 子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

## 施策の方向5 子育ての悩みや不安への支援

### 【現状と課題】

就学前児童のアンケート調査では、身近に協力者がいない保護者の割合は14.1%となっています。また、子育てに関して気軽に相談できる先について、平成25年度調査と比較すると、「保育所（園）・幼稚園・認定こども園等」の割合が増加しています。

また、子育てで日常悩んでいること、気になることで「子どものしつけに関すること」の割合が52.0%「子どもの教育・保育に関すること」の割合が45.3%となっており、子育てで悩みを抱えている保護者が多いことがうかがえます。

家庭での教育を行う困難さが指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている中、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近な地域で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、子育てにおける切れ目ない支援を行うことが必要です。さらには、相談相手がない方や子どもの預け先がない方への支援を行い、複雑かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談の体制の整備や関係機関の連携を強化することが求められます。

### 【施策の方向性】

身近な相談相手として地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員、子育てセンター、保育所等の各施設において、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。

さらに、子育て世代包括支援センターを活用することによって、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。

### 【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談	子育て推進課 健康課	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、ホットラインでの相談、窓口相談、夜間・休日の電話相談の体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。
2	子育て支援員の育成、確保	子育て推進課	県の実施する子育て支援員研修を活用し、様々な子育て支援の現場において活躍できる人材の育成と確保を図る。
3	民生委員・児童委員等による赤ちゃん訪問	地域福祉課	地域の民生委員・児童委員等が赤ちゃんの生まれた家庭に手作りのスタイ（よだれかけ）と子育て・地域の情報を届けることで、子育ての孤立化の軽減を図る。





## 基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

### 施策の方向 1 就学前教育・保育の体制確保

#### 【現状と課題】

就学前における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を培うとともに、乳幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

就学前児童のアンケート調査では、平成 25 年度調査と比較すると、母親の「フルタイム」「パート・アルバイト等」の割合が増加し、「未就労」の割合が減少しています。また、定期的な教育・保育の利用事業については、「幼稚園」が減少し、「認可保育所」が増加しており、子育て支援施策に期待すること・重要なことについては、「子どもが主体的に行動できるよう学校教育・保育環境の充実」の割合が 32.9%となっています。

今後の子どもの人口推計及び母親の就労状況の変化を踏まえた教育・保育ニーズの動向を見極めていく必要があります。

#### 【施策の方向性】

入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組を着実に進めていきます。

また、今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。

その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより、子どもの健やかな成長を支援するとともに、定期的な教育・保育施設等への指導監査を実施します。

第1章

第2章

第3章

第4章

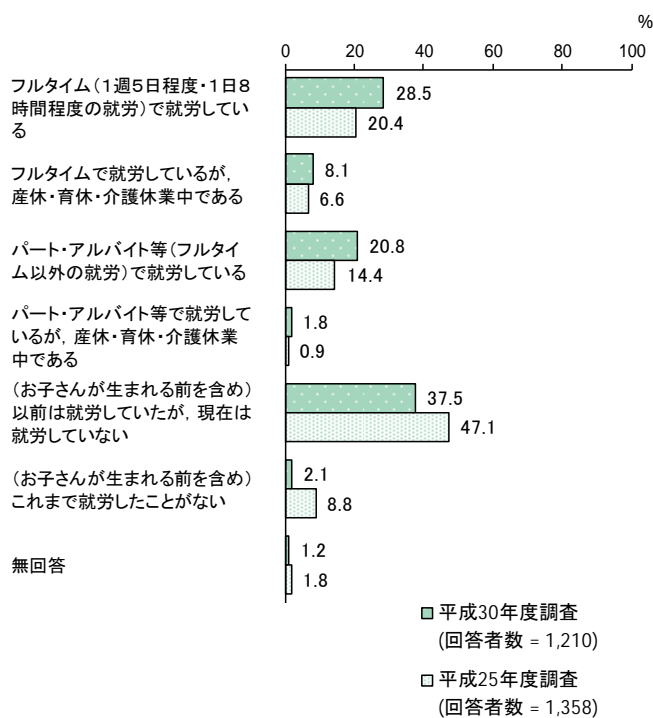
第5章

第6章

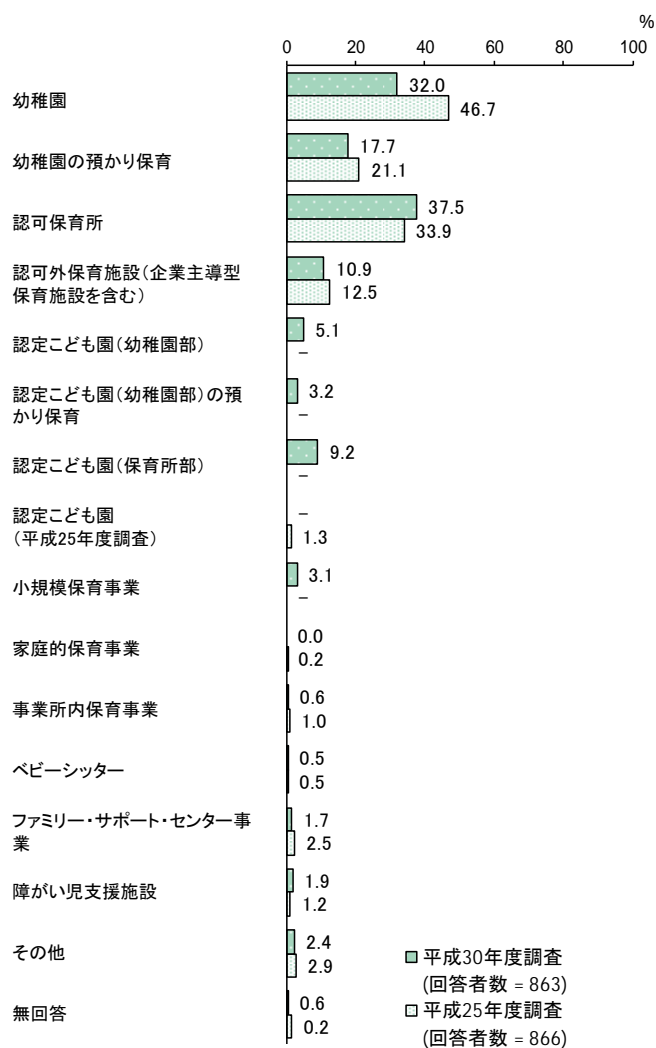
資料編



【母親の現在の就労状況（就学前）】



【定期的に利用している事業（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

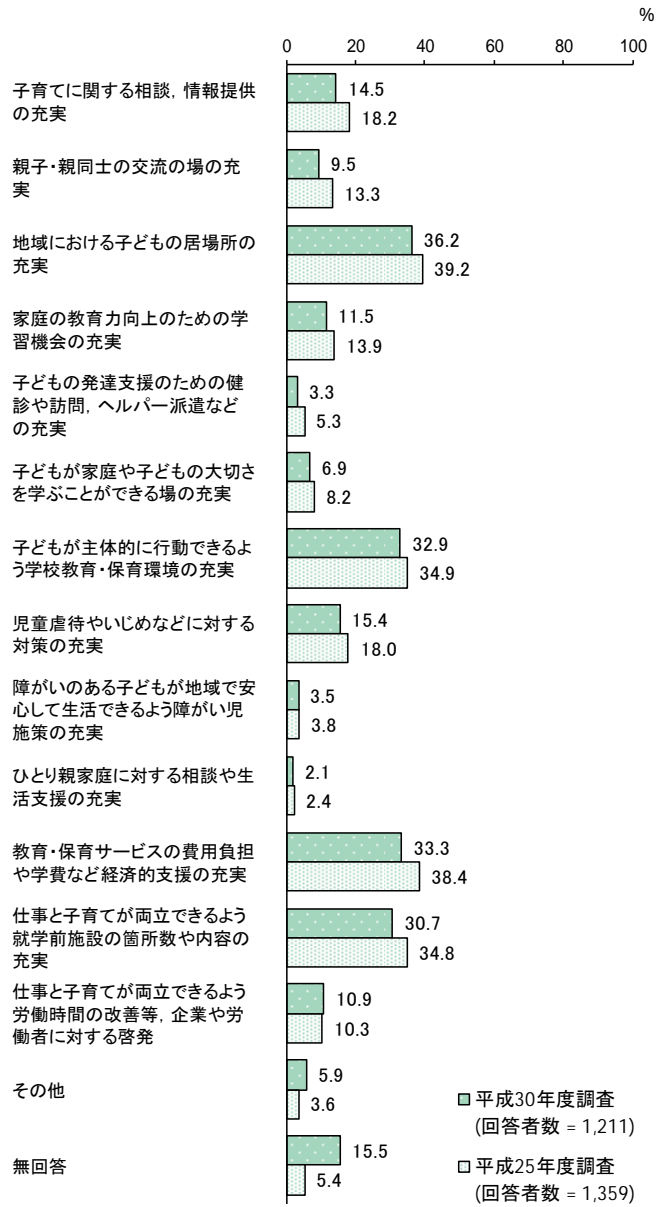
第6章

資料編





【子育て支援施策に期待すること・重要なこと（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	一時預かり事業	子育て推進課 管理課 学校教育課	保護者の仕事，疾病，出産，冠婚葬祭等の一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に子どもを預かる。
2	教育・保育施設等施設整備事業	子育て推進課	認定こども園等を整備し，働きながら子育てを行うことができる環境を整える。
3	教育・保育施設における地域との世代間交流	子育て推進課 学校教育課	運動会や秋祭りなど行事等を通じて，中高生，高齢者，施設の方々と教育・保育施設を利用している子どもたちとの交流を図る。
4	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	子育て推進課 学校教育課	一貫した教育・保育が行えるように，教育・保育施設における子ども同士の連携や幼稚園教諭，保育士，保育教諭等の積極的な交流を図る。
5	幼稚園教諭，保育士の人材育成と資質の向上	子育て推進課 学校教育課	幼稚園教諭，保育士，保育教諭等としての資質や指導力の向上のため，研修，実習等を通じた人材育成の充実を図る。
6	教育・保育施設への巡回訪問及び保育の質の評価	子育て推進課	市職員が定期的に各施設を訪問し，保育内容や環境等について意見交換・助言等を行う。また，「芦屋市 保育の質の評価」のチェックシートを活用し，保育の質の向上を目指す。
7	幼稚園教諭，保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮	子育て推進課 学校教育課	幼稚園教諭，保育士，保育教諭等の職員配置基準については本市独自の基準を定め，質の高い教育・保育を提供する。
8	教育・保育施設の職員等に対する援助	子育て推進課	保育士等宿舍借上げ支援事業補助金 保育士等確保定着支援事業補助金
9	子どもの読書のまちづくり事業	子育て推進課 学校教育課 図書館	幼児期から絵本や物語に親しみ，言葉の持つ魅力や響き，美しさを感じるとともに，言葉を使って表現する楽しさを味わう。

※ 子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業





## 施策の方向 2 小学校への円滑な接続

### 【現状と課題】

本市では、「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいた関係職員間の研修や、5歳児が実際に小学校で楽しむ機会をつくり、小学校生活への期待や親しみを持てるように取り組んでいます。

特に、就学前児童のアンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいること、気になることで「子どもの教育・保育に関すること」の割合が45.3%で、平成25年度調査と比較しても高くなっており、小学生児童、中学生生徒においても、40%を超えて高くなっていることから、今後も円滑な幼児期と学童期の接続に努めていくことが必要です。

### 【施策の方向性】

就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。

### 【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	小学校との連携	子育て推進課 学校教育課	教育・保育施設から小学校へのつながりが円滑に行えるように、小学校との連携や積極的な交流を図る。
2	芦屋市就学前カリキュラムの実施	子育て推進課 学校教育課	芦屋市内の教育・保育施設を利用するすべての子どもに平等に、同じ質の教育・保育の提供を推進するため、芦屋市就学前カリキュラムを実施する。
3	芦屋市接続期カリキュラムの実施	子育て推進課 学校教育課	芦屋市接続期カリキュラムに基づき、すべての子どもが遊びや生活を通じた学びを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していけるようにする。

## 基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

### 施策の方向1 地域における子どもの居場所づくりの推進

#### 【現状と課題】

本市では、これまで地域の公共施設等の活用の他に、民生委員・児童委員、福祉推進委員等による地域の見守りや、子ども会、コミュニティ・スクールなどによる地域活動等を通じた居場所づくりを推進してきました。

アンケート調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方について、平成25年度調査と比較すると、就学前児童と小学生児童の保護者において、低学年のうちは、放課後児童クラブ（学童保育）の希望割合が増加しています。また、放課後子ども教室（キッズスクエア等）については、低学年、高学年ともに利用希望割合が増加し、ニーズが高まっています。

放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した子どもの居場所づくりが求められます。

#### 【施策の方向性】

地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

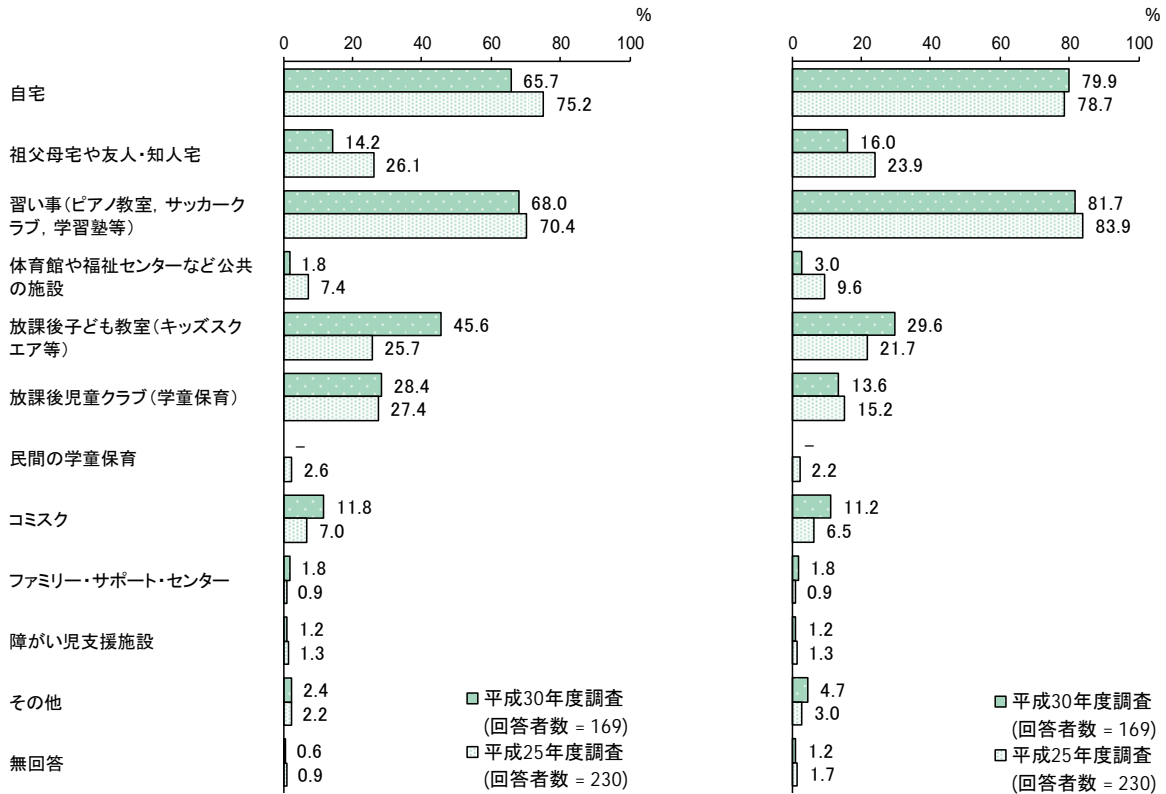




【放課後の過ごさせ方に対する希望（就学前）】

(小学校低学年（1～3年生））

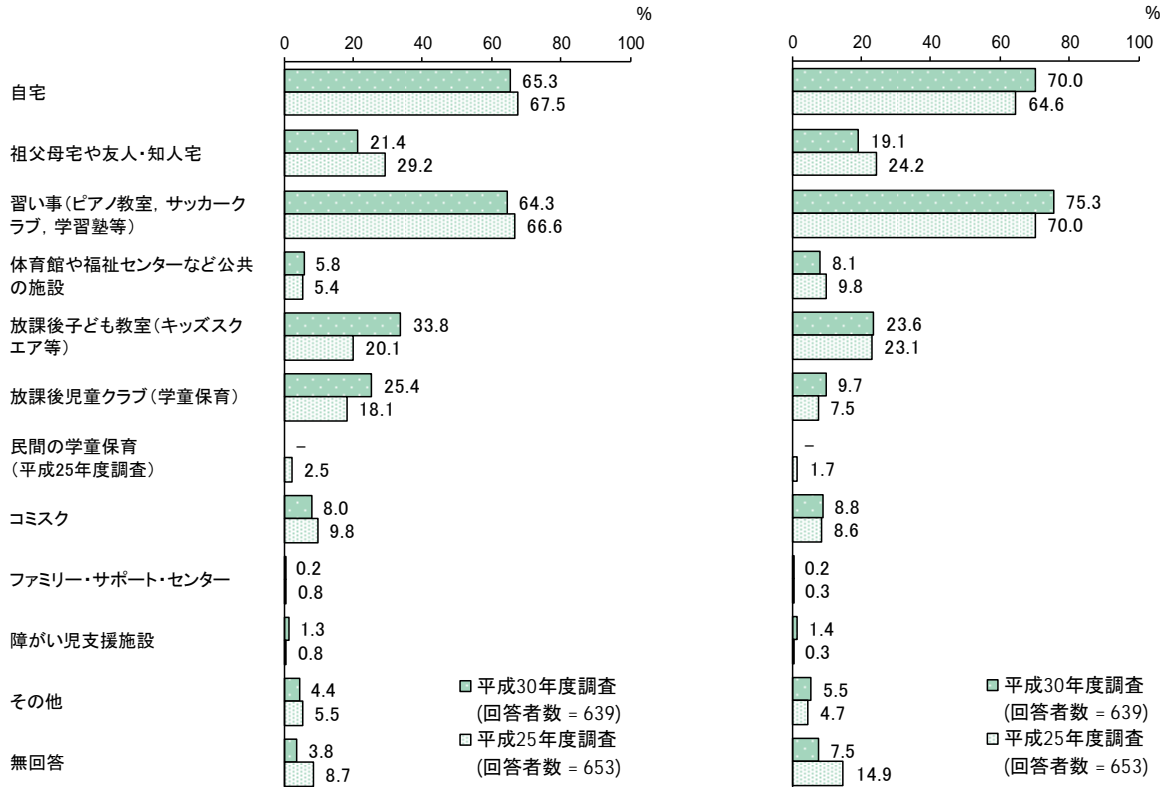
(小学校高学年（4～6年生））



【放課後の過ごさせ方に対する希望（小学生）】

(小学校低学年（1～3年生））

(小学校高学年（4～6年生））



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	地域における子育て支援活動	市民参画課 子育て推進課 学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園、保育所、認定こども園等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。
2	公共施設等利用料金の減額、免除	打出教育文化センター スポーツ推進課 美術博物館 谷崎潤一郎記念館	子どもたちが公共施設を利用して様々な活動ができるよう、施設の利用料金の減額、免除を図る。
3	公共施設の有効活用	所管課	公的施設を子どもの居場所として有効活用できるようにする。
4	放課後子ども教室（キッズスクエア等）	生涯学習課 青少年育成課	放課後や週末等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の校庭等を開放し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。
5	子ども会への支援	青少年育成課	地域において異年齢の集団で活動しており、学区を超えた行事の場である「5・5 フェスタ」「夏の子ども会交歓キャンプ」「秋まつり」などの全体行事を通し、「芦屋市の仲間」という存在を認識してもらう活動に対して支援を行う。
6	コミュニティ・スクールへの支援	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して支援する。
7	児童館における子どもの居場所づくり（小学生以上対象）	児童センター	「スキップクラブ」「パソコンクラブ」等、時代のニーズに合わせた事業を展開するとともに、ビデオブースや図書スペース等、自由に入出りできるスペースを確保し、小学生以上の児童が気軽に利用し交流できる場を提供する。
8	図書館における子どもの居場所づくり	図書館	「こどもおはなしの会」「人形劇の会」「小学生の本の部屋」等の事業を通して、幼児や小学生が集える場を提供する。
9	文化施設における子どもの居場所づくり	公民館 生涯学習課	美術博物館及び三条文化財整理事務所における子ども対象ワークショップや公民館での「子ども向け夏休み事業」等の実施により、子どもが芸術・文化に触れる機会を充実させる。
10	地域まなびの場支援事業	地域福祉課	子どもの居場所「ひみつきち」として、郷土への関心増加、コミュニケーション能力の育成等を趣旨とする催事企画を実施し、地域の子どもたち及び誰もが集える場を提供する。







## 施策の方向 2 安全・安心なまちづくりの推進

### 【現状と課題】

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。また、地域のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安全・安心を守るためにつながりを再構築し、顔の見える関係づくりを行う必要があります。

アンケート調査では、子育て支援の満足度について、平成 25 年度調査と比べ、「満足度が高い」の割合が高くなっており、子育てしやすい環境が整ってきていることがうかがえます。

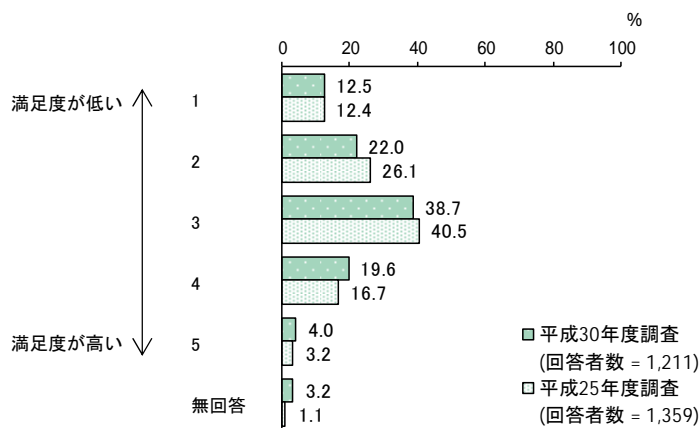
子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、市民・警察等の様々な主体が通学路点検やメールの配信サービス、定期的な会合等で情報を共有するとともに、住宅・学校・公共施設等の機能を高め、子どもが利用する空間を地域ぐるみで見守る意識を高めることが必要です。

### 【施策の方向性】

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。

【芦屋市における子育ての環境や支援への満足度（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	地域主体の防犯活動	建設総務課 青少年愛護センター	「あいさつ運動」等の事業を通して地域全体で子どもの見守り活動、声掛けを実施し、地域の防犯機能を高める。また、自主防犯の向上をめざし、地域（自治会）、関係機関（防犯協会）が連携を図ることにより、地域における自主防犯活動に取り組む。
2	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	子育て推進課 学校教育課 青少年愛護センター 地域経済振興課	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪やトラブルの危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。
3	福祉のまちづくりの推進	地域福祉課 建設総務課 道路・公園課 街路樹課 建築課	公共施設のバリアフリー情報の発信 公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化 子育て支援施設の整備 道路反射鏡、ガードレール、グリーンベルト、街路灯等の設置、整備 通学、通園路等の横断小旗の管理 安全な公園づくり 都市公園、児童遊園等の整備
4	交通安全の意識向上	建設総務課	子どもの交通安全を確保するため、「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により、交通安全に対する意識向上を図る。
5	芦屋市通学路交通安全プログラムの実施	建設総務課 道路・公園課 学校教育課	学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い、安全を確保する。
6	教育・保育施設における危機管理体制の強化	子育て推進課 学校教育課	自然災害や防犯対策について関係機関との連携を強化し、「いのち」を守る防災マニュアルや「こどもぼうさい」リーフレットを活用し、緊急時に子どもの安全を守ることができるように体制を強化する。併せて、防災ヘルメット、防犯カメラの設置等をはじめとする防災、防犯対策に取り組む。
7	あしや防災ネットの運用	防災安全課	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して登録者に気象警報等に関する情報を発信する。
8	安全パトロールの実施	建設総務課 青少年愛護センター	子どもが安全安心に生活できるよう、青色回転灯付パトロール車による下校時の安全パトロールや、まちづくり防犯グループ、愛護委員による街頭巡視活動に取り組む。





No	事業名	担当課	事業内容
9	救急法の学習	救急課	子どもの急病や事故等の際に、素早く適切な対応ができるように、保護者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行う。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

## 施策の方向3 児童虐待防止対策の推進

### 【現状と課題】

児童虐待への対応については、家庭児童相談室を中心に要保護児童対策地域協議会の関係機関等の連携により困難を抱える児童の早期発見及び児童虐待の予防的支援を行っています。

しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も年々増加を続けており、児童虐待防止対策の強化に向けた法改正等更なる体制の強化が求められています。

就学前児童のアンケート調査では、子育てでの悩みや不安として、「子どものしつけに関すること」の割合が52.0%となっています。また、「子どもの教育・保育に関すること」の割合が45.3%となっており、子育てへの不安を抱える保護者が多いことがうかがえます。また、小学生児童、中学生生徒の調査でも同様に子どものしつけについての悩みが見られ、子どもの成長に合わせてどのように対応すべきか悩んでいることがわかります。さらに、保護者自身に関することの悩みとして、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」に次いで、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」の割合も高くなっています。

子育ての不安感・孤立感に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要であり、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに関係機関が連携、協働するネットワーク機能の強化が求められます。

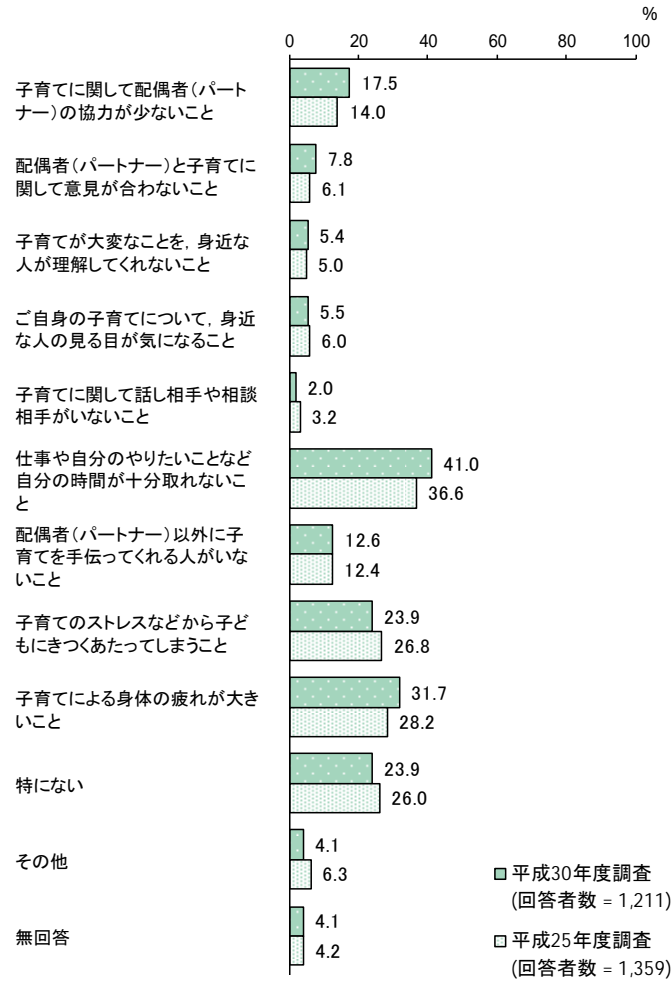
### 【施策の方向性】

すべての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「子ども家庭総合支援室」を開設します。「子ども家庭総合支援室」では、家庭児童相談室の機能を包含し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実に努め、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。





【子育てに関して、日常悩んでいること、気になること（保護者自身に関すること）（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	家庭児童相談	子育て推進課	子ども家庭総合支援室を設置し、子ども家庭支援員・虐待対応専門員・家庭相談員が養育についての悩みや心配ごとの相談に応じ、子どもの虐待に関する訪問・指導等適切な対応を行う。
2	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	子育て推進課	児童虐待や非行等、保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦等に関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。
3	カウンセリングセンターの電話、面接相談	学校教育課	子どもとその保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。

No	事業名	担当課	事業内容
4	教育相談	打出教育文化センター	子どもとその保護者を対象に、心のケア、不登校、子どもの情緒不安、学習不安等の相談を行う。必要に応じて専門相談員による遊びを通じた子どもの実態分析を実施する。

※ 子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編





## 施策の方向 4 配慮が必要な子どもとその保護者への支援

### 【現状と課題】

幼稚園・保育所・認定こども園・学校等において、障がい、医療的ケアや外国にルーツをもつなど配慮を必要とする子どもの受入れは増加傾向にあり、支援の一層の充実が求められています。子どもが安心して過ごせるよう、一人一人の状況を把握し、必要な配慮や支援を行うなど適切な環境の下で、教育・保育を実施することが必要です。

就学前児童のアンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なことについて「障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策の充実」や「子どもの発達支援のための健診や訪問、ヘルパー派遣などの充実」の希望がありました。

今後も、配慮を必要とする子どもと保護者への継続した相談支援・発達支援・啓発活動等を実施していくことが必要であり、就学等の異なるステージへ円滑に移行できるよう、関係機関や学校等と情報を共有し、連携を図ることが必要です。

### 【施策の方向性】

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

### 【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	早期療育訓練の実施	子育て推進課	「芦屋市立すくすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、通所による療育訓練を行う。
2	インクルーシブ教育・保育	子育て推進課 学校教育課	就学前施設において、配慮の必要な子どもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進する。
3	医療的ケア児教育・保育	子育て推進課 学校教育課	医療的ケアを必要とする子どもに対して必要な支援体制を整備し、安全な教育・保育を実施する。
4	特別支援教育センターの相談	学校教育課	支援を必要とする子どもの保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。
5	療育支援相談事業	障害福祉課 子育て推進課 健康課 学校教育課	継続的な個別相談及び関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援について検討する。



No	事業名	担当課	事業内容
6	障がい児機能訓練事業	障害福祉課	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している子ども等を対象に機能訓練事業を行う。また、療育支援相談事業との連携により、必要に応じて学校訪問等も行い、日常生活における指導助言を行う。
7	学習支援外来による医療支援	市立芦屋病院	文字が覚えられないなどの学習で悩む、原則年長児から小学6年生までの子ども（中学生については要相談）を対象に、小児科医師及びリハビリテーション科技師が学習を困難にしている原因を明らかにし、その子どもにあった学習方法に対する支援を行う。
8	サポートファイルの普及・啓発	障害福祉課 子育て推進課 健康課 学校教育課	保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討を行う。
9	日本語指導支援ボランティア	学校教育課	外国人児童生徒等に対して、日本語指導や学習支援を行う。
10	外国人児童生徒等に対する教育支援事業	学校教育課	センター校を設置し、支援員を配置し学習支援を行う。





## 基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

### 施策の方向 1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

#### 【現状と課題】

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

就学前児童のアンケート調査結果では、子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについて、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」が56.5%、「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」が13.6%となっています。また、保護者の育児休業の取得状況について、平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が母親で39.6%と増加している一方で、父親では、「取得していない」の割合が86.5%となっており、未だ低い水準となっています。また、父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」の割合が43.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が33.8%となっています。

働きながら安心して子どもを生き育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

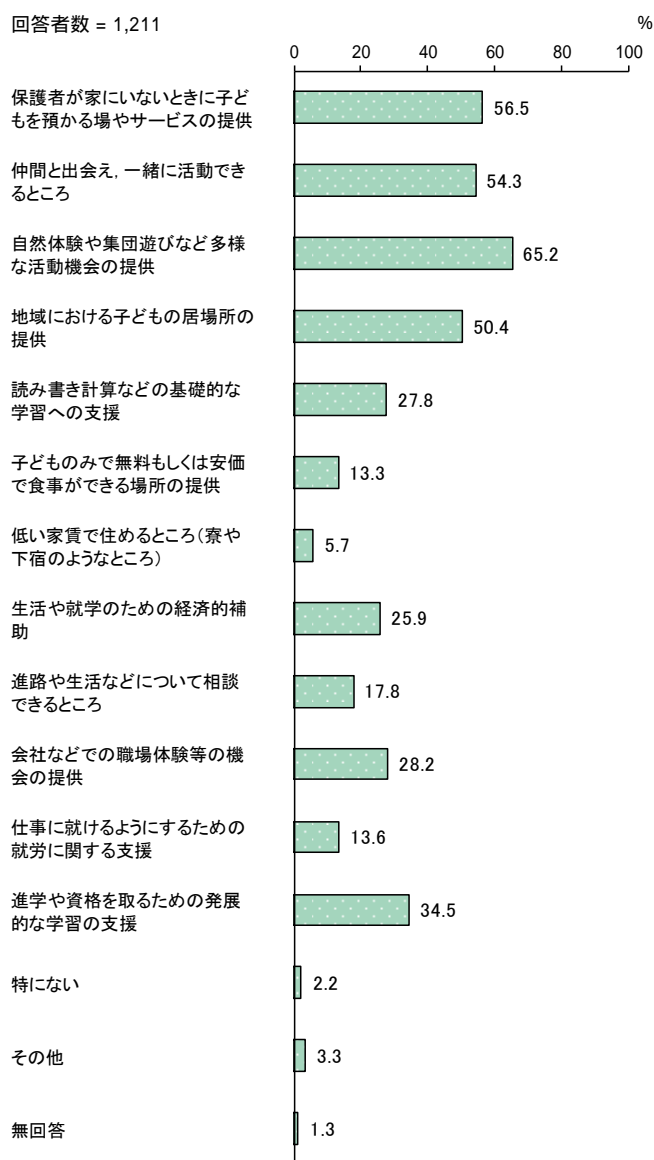
#### 【施策の方向性】

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

また、次世代育成支援対策推進法が令和7年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。

【現在,または将来的に,どのような支援があるとよいか(就学前)】

回答者数 = 1,211

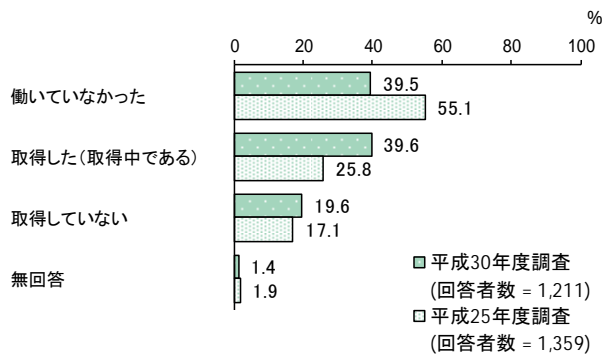


資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

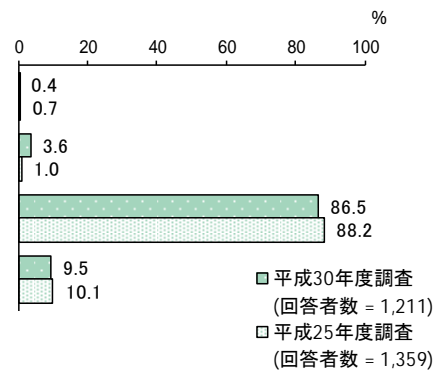




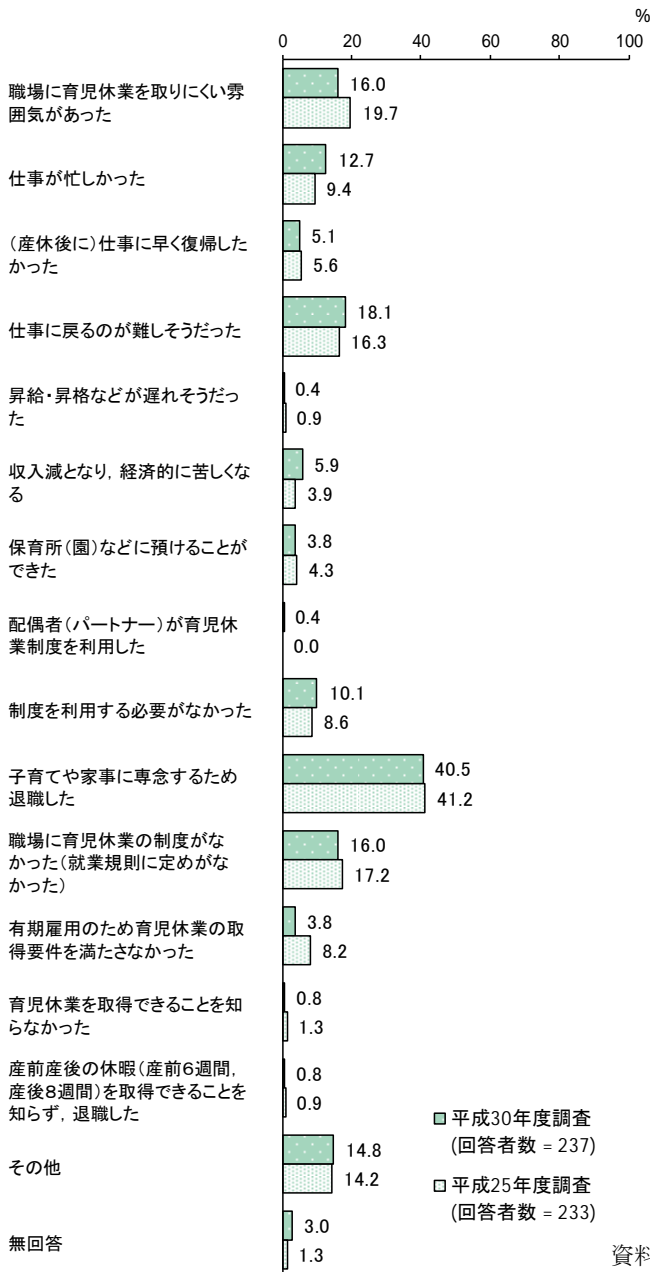
【母親の育児休業の取得の有無（就学前）】



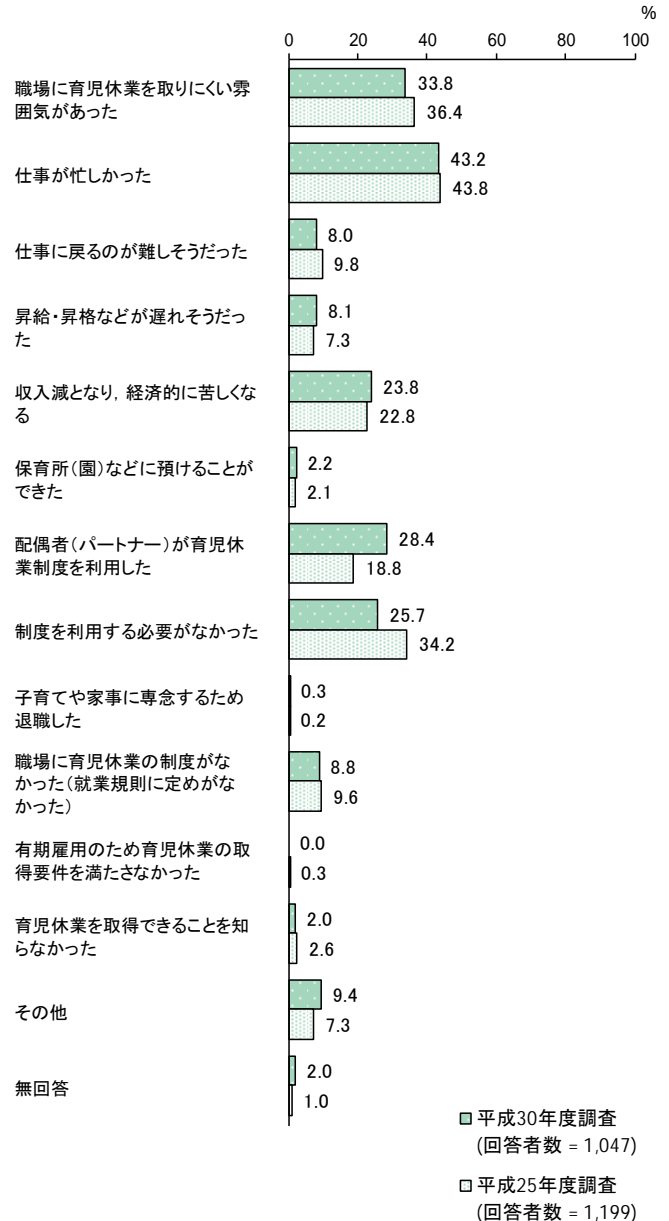
【父親の育児休業の取得の有無（就学前）】



【母親の取得していない理由（就学前）】



【父親の取得していない理由（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進	男女共同参画推進課 子育て推進課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児・家事などに参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。
2	時間外保育事業 ※（延長保育事業）	子育て推進課	通常の利用時間帯以外の時間において、引き続き保育を行う。
3	病児保育事業 ※（病児対応型）	子育て推進課	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で子どもを預かる。
4	病児保育事業 ※（体調不良児対応型）	子育て推進課	児童が保育中に体調不良となった場合に緊急的及び保健的な対応を行うため、看護師等を保育施設に一人配置する。
5	放課後児童健全育成事業 ※	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けられない小学生を対象に適切な遊びと生活の場を提供し健全育成を図る。
6	多様な働き方の啓発	男女共同参画推進課 地域経済振興課	労働時間短縮やフレックス制度の周知 子育て支援に必要な休暇取得の普及促進のための啓発 働き方の見直しに向けた啓発 ワークシェアリング促進の啓発

※ 子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業





## 施策の方向 2 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

### 【現状と課題】

仕事と家庭の両立について、全国的に女性の育児休業取得は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然として低いままであることが問題となっています。

就学前児童のアンケート調査結果においても、平成 25 年度調査と比較すると、母親の育児休業の取得率は大きく増加している一方で、父親の取得状況に大きな変化はなく、多くが取得できていない状況です。

また、育児休業を取得した方の半数以上が、本人の希望と異なる時期に職場復帰しています。理由としては、「希望する保育所（園）に入るため」又は「希望する保育所（園）に入れなかったため」であることから、産休・育休から希望する時期に職場復帰できる環境の整備が必要です。

育児休業制度の利用をさらに促進するために、企業等における育児休業制度の一層の普及が必要です。また、仕事と子育ての両立に向けて、家庭や職場において男女共同参画の意識の醸成が求められます。

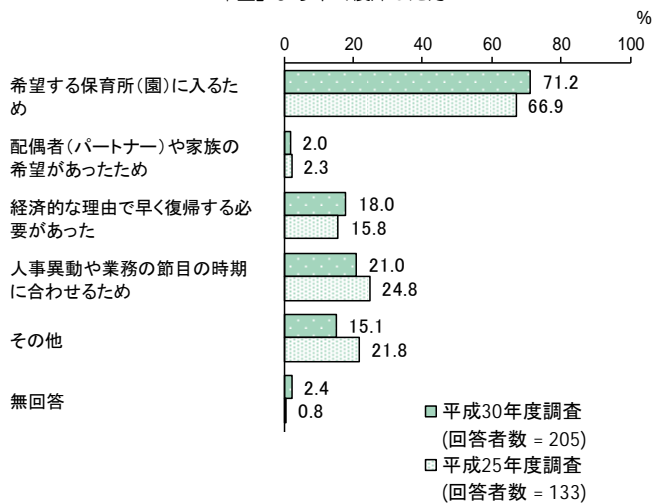
### 【施策の方向性】

女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、認定こども園等の整備による入所待ち児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な教育・保育環境となる質の確保に努めます。

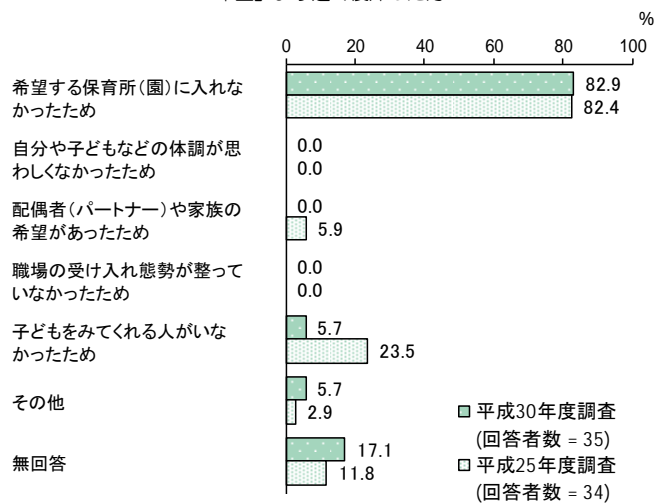
また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等において、適切な助言を行います。

【希望の時期に職場復帰しなかった理由（就学前）】

「希望」より早く復帰した方



「希望」より遅く復帰した方



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	育児休業制度等の普及促進	地域経済振興課	育児休業制度の普及、促進を図るための啓発を行う。
2	再雇用制度の普及促進	地域経済振興課	結婚、出産等で一時的に退職した者が復職できるように、再雇用制度の普及と促進を図るための啓発を行う。
3 ※	利用者支援事業	子育て推進課 健康課	特定型では、子育て推進課にて保育コンシェルジュが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供し、必要に応じて案内やサポートを行う。 母子保健型では、子育て世代包括支援センターにて保健師が、情報機関や関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートを行う。

※ 子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

